○法務省告示第二十五号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、中華人民共和国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

氏　名　**張**　翠萍

生年月日　千九百七十七年五月二十四日

国　籍　中華人民共和国

○法務省告示第二十六号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、連合王国を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

氏　名　アレキシス・パパソロモントス

生年月日　千九百八十年二月十一日

国　籍　連合王国

○法務省告示第二十七号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ニューヨーク州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十三年一月十九日

法務大臣　江田　五月

氏　名　矢作隆行

生年月日　千九百七十三年三月十九日

国　籍　日本国

○農林水産省告示第百三十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　徳島県三好市山城町上名字トイシノ尾八三六の二、那賀郡那賀町岩倉字しもあれ七の一、木頭西字中西二、四、白石字中須向イ一、四、海川字南一二、一四、一七、三二、坂州字井堀四、四の二、四の三、五、七の二、二二、二二の二、二三、二四、二四の二、字下久保五の二、沢谷字皿峯五の二、五の五、一六、一七、掛盤字井地ノ谷二七の一、字加州上エ二〇、二一、二二の二、三二、三三の一、三三の二、字下加州回り二一の一、二二、木頭南宇字中平一の一、四から六まで、一二、一三、一五、美馬市木屋平字竹尾一四、三三七（次の図に示す部分に限る。）、名西郡神山町下分字三ツ木二五一、二九三、上分字川又西一八一、一八三、一八四、一九〇の一、字中津四七五、四七六、四七九、四八四、四八四の二、四八五、四八五の二、四八七から四九二まで

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字トイシノ尾八三六の二（次の図に示す部分に限る。）、字しもあれ七の一、字中西二、四（次の図に示す部分に限る。）、字中須向イ一、四（次の図に示す部分に限る。）、字南一二、一四・一七・三二（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字井堀四、四の二、四の三、五、七の二、二二、二二の二、二三、二四、二四の二、字下久保五の二・字皿峯五の二・五の五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、一六、一七・字井地ノ谷二七の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字下加州回り二一の一、二二・字中平一の一・四から六まで・一二・一三・一五・字加州上エ二〇・二一・二二の二・三二・三三の一・三三の二（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）、字竹尾一四、三三七、字三ツ木二五一、二九三（次の図に示す部分に限る。）、字川又西一八一、一八三、一八四、一九〇の一、字中津四七五、四七六、四七九、四八四、四八四の二、四八五、四八五の二、四八七から四九二まで

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　京都府京都市左京区花脊大布施町八五五

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を京都府庁及び京都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　広島県広島市佐伯区湯来町大字菅澤字粟柱三三四の二、佐伯区湯来町大字多田字藤ケ瀬三八九、三八八の一、字長尾三八〇の一、廿日市市峠字井関四二五、四二七、玖島字大峯山之内一ノ尾山七九〇、七九六、字大峯山之内中倉山七七五、字下川上五八六、庄原市西城町油木字衣木一九〇の五、一九〇の六、西城町熊野字土深五〇八の一

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字粟柱三三四の二・字藤ケ瀬三八九・三八八の一・字長尾三八〇の一・字井関四二五・四二七・字大峯山之内一ノ尾山七九〇・七九六・字大峯山之内中倉山七七五・字下川上五八六（以上十筆について次の図に示す部分に限る。）、字衣木一九〇の五、一九〇の六、字土深五〇八の一

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を広島県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第百三十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年一月十九日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　佐賀県佐賀市富士町大字上無津呂字上浦一三四三の二、一三四三の三、一三四三の七、一三四五から一三四八まで、一三五一、一三五二の一から一三五二の三まで、一三五三、一三五五、一三七七、一三八〇

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を佐賀県庁及び佐賀市役所に備え置いて縦覧に供する。）